

鉾 田 市
部活動の運営方針
(改訂版)



令和5年1月

鉾田市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底	5
(1) 適切な休養日等の設定	6
(2) 学校単位で参加する大会等の見直し	8
2 適切な運営のための体制整備	9
(1) 望ましい運営体制の構築	10
(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	11
(3) 方針・計画・実績の公表と検証	12
(4) 部活動用指導手引の普及・活用	13
3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備	14
(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	14
(2) 地域移行の推進	15
4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築	16
(1) 複数顧問制の推進等	16
(2) 大会等の運営や役員業務の見直し等	17
(3) 部活動の指導・運営に係る体制の構築	17
5 事故等への対応	18
おわりに	19

別添資料

- 1 スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について、H29.12 日本体育協会
- 2 各部活動 活動計画ホームページ公開マニュアル 年間計画作成上の留意点
- 3 **追加** 部活動活動計画、活動実績ホームページ公表用Excelシート
- 4 部活動運営チェックリスト

参考資料

- 1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、H30.3 スポーツ庁
- 2 運動部活動に参加する条件、H30 全国体力・運動能力・運動習慣等調査
- 3 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、R2.9 スポーツ庁
- 4 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～、R4.5 県有識者会議
- 5 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要、R4.6 スポーツ庁検討会議
- 6 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要、R4.8 文化庁検討会議

はじめに

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。
- このように、部活動は、生徒がよりよく生きていくための健やかな心身の発達を促し、銚田市教育目標「夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり」につながる、豊かな人間形成のための大切な教育活動である。
- しかし、少子化に伴う学校の小規模化等により、チームが組めない、生徒の希望する部活動がない事例や、指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例が増加している。また、勝利至上主義への傾倒や専門指導者の不在などを背景に、適切な休養を度外視した活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができなくなるといった事例も報告されている。
- 一方、部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって、勤務時間外の指導は自発的な業務とされており、休日の指導により休養を十分にとることができない状況も見られる。部活動は、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として、休養はもとより、授業準備等の本務に十分な時間を割り当てられない状況が生じており、もはや学校だけで背負うことは限界にきていると言わざるを得ない現状がある。
- 今日まで続くこれらの状況を改善するには、部活動改革を含む学校の働き方改革が不可欠である。部活動改革を推進することは、生徒の心身の健全育成はもとより、少子化などにより活動が継続できなくなる問題の解消や、専門的な知識や技術を有する指導者による質の高い指導の提供にもつながる。
- このような状況に鑑み、県では、スポーツ庁通知「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」※¹を踏まえ、銚田市では、茨城県「部活動の運営方針」※²を受けて、銚田市「部活動の運営方針」を定めて、適切な休養日や活動時間の上限等を設定することのほか、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備や大会等の見直しが必要であることを示し、部活動改革の取組を開始した。
- しかしながら、これまでの部活動改革の取組の成果は、生徒にとっても教員にとっても未だ十分とは言えない状況にある。加えて、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」※³、文部科学省通知「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する

指針」※⁴及びスポーツ庁事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」※⁵が示されたことから、これらを踏まえ、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」※⁶を定めて、教員の時間外在校等時間の縮減はもとより、県運営方針の遵守や部活動数の精選、部活動指導員の活用や複数顧問の交代制による指導の分散化などを求めた。

- これらの情勢の変化を背景に、さらなる改革の推進が喫緊の課題であるとの認識に立ち、県では令和4年2月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議」を設置し、中学校・高校の部活動改革について議論を重ね、同年5月、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～」※⁷が示された。そこでは、これまでの県運営方針に定められた活動時間等の遵守や見直しの徹底、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備など、地域移行に重点を置いた部活動改革の推進が求められた。
- 一方、国においても、令和4年6月には、スポーツ庁が設置した「運動部活動の地域移行に関する検討会議」から※⁸、同年8月には、文化庁が設置した「文化部活動の地域移行に関する検討会議」から※⁹それぞれ提言が出され、中学校においては、令和5年度から7年度末を改革集中期間とし、速やかに部活動を地域移行することなどが示された。
- そこで、これまでの状況を踏まえ、中学校においては令和7年度末までに、休日の学校部活動の指導に携わる教員をゼロにすることを目標に掲げ、地域移行期における当面の平日・休日の学校部活動について、運営方針を定めることとした。
- なお、本方針は、鉾田市の中学校を対象とするが、小学校においても、中学校・高校の部活動と同じような活動を実施している学校があり、その活動が学校教育の一環として行われている場合、児童の発達段階に応じた心身の健全な育成を第一に、併せて教員の負担軽減の観点も考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、鉾田市立中学校に準ずる扱いとする。
- 鉾田市教育委員会は、「鉾田市部活動の運営方針」に基づく鉾田市立中学校の部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

《 参 考 》 これまでの部活動改革に係る経緯 ～通知・答申・提言等の概要

発出等	概 要
※ 1 スポーツ庁 [H30. 3]	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 ○適切な運営のための体制整備 ○合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 ○適切な休養日等の設定（オフシーズンを含む） ○生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 ○学校単位で参加する大会等の見直し

※ 2 茨城県教育委員会 [R 元. 7]	茨城県「部活動の運営方針」 ○生徒の自主的・自発的な参加 ○定期的なフォローアップ 等 ○適切な休養日・活動時間の上限等の設定 ※本県独自の取組 ⇒原則、朝練習禁止 ・ 週 2 日以上 of 休養日（県立高校は 1 日）、長期休業中も同様 ・ 授業日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度（県立高校は 4 時間程度） ○生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備（学校と地域が協働・融合） ○大会等の見直し
※ 3 中央教育審議会 [H31. 1]	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ○Society 5.0 でも学校教育を維持向上させ、持続可能なものにするには働き方改革が急務 ○子供のためなら長時間勤務もよしとする働き方により教師が疲弊しては、子供のためにならない。志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならない ○授業を磨き、生活を豊かにして人間性や創造性を高めることが効果的教育活動に直結 ○部活動は、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」 「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」
※ 4 文部科学省 [R2. 1]	「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」 ○「在校等時間」の考え方 ・ 「超勤 4 項目」以外の自主的・自発的な勤務も含む ・ 校外での勤務も、職務として行う研修や引率等の従事時間も合わせ「在校等時間」とし、「勤務時間管理の対象」とする ○上限の目安時間 ① 1 か月の在校等時間について、時間外在校等時間 45 時間以内 ② 1 年間の在校等時間について、時間外在校等時間 360 時間以内 ○実効性の担保 ・ 教委は教師の在校等時間の上限に関する方針等の策定実施状況を把握し、取組を実施 ・ 文科省は、各教委の取組の状況を把握し、公表等
※ 5 スポーツ庁 [R2. 9]	「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 ○部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め長時間勤務の要因指導経験のない教師にとって多大な負担、生徒にとっても望ましい指導を受けられない ○持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現（必ずしも教師が担う必要のない業務） ・ 休日に教科指導を行わないことと同様に休日に部活動指導に携わる必要がない環境を構築 ・ 生徒の活動機会を確保するため、休日に地域で活動できる環境を整備 ・ 指導を希望する教師には、休日に指導できる仕組みを構築 ○具体的取組 I. 休日の部活動の段階的な地域移行（R5 以降、段階的に実施） ・ 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保

	・兼職兼業の仕組みの活用 ・保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援 Ⅱ. 合理的で効率的な部活動の推進 ・都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進 ・生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるＩＣＴ活用の推進 ・地方大会の在り方の整理（実態把握、精選、参加資格の弾力化等） ※主として中学校を対象。高校も同様の考え方を基に取組を実施 高校の部活動は学校の特色として位置づけられている場合があることに留意 その場合、別途設置者の責任において教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制を構築
※ 6 茨城県教育委員会 [R3. 4]	「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」 ○在校等時間の適切な管理と、教職員の意識改革 ①時差出勤…朝の業務の整理、遅出で放課後部活動指導を勤務時間内に ②完全退勤時間…午後 7 時前後に。超える場合には管理職が許可 ③定時退勤日…週 1 日以上、月 6 日程度 ○部活動指導の負担軽減 ④「部活動の運営方針」の遵守 ⑤部活動数の適正化 ※「働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について」 [R3. 3] ⑥複数顧問体制の確立（土日も含めた指導の分散化） ○学校運営体制と業務の改善 ⑦教材の共有化の推進…クラウドや校内ネットワークを活用 ⑧行事精選と業務効率化…ペーパーレス、ネットバンキング、留守電
※ 7 茨城県教育委員会 [R4. 5]	「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～」 Ⅰ 「茨城県部活動の運営方針」に定められた活動時間等の遵守や見直しを図ることについて Ⅱ 学校部活動の在り方について Ⅲ 生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動環境の整備（地域移行を含む）について Ⅳ 学校の働き方改革を徹底し教員が本務に専念できる環境の確立について
※ 8 スポーツ庁 [R4. 6]	「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言 ○休日の部活動から段階的に地域移行することを基本 ○目標時期：令和 5 年度の開始から 3 年後の 7 年度末を目途（改革集中期間） ○平日については、できるところから取り組む 休日の移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に着実に取り組む ○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※ 9 文化庁 [R4. 8]	「文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言 上記運動部と同内容

令和 5 年 1 月
鉾田市教育委員会

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

【方針】

- 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成のためには、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする医・科学的観点を最優先に考慮し、本方針に示す活動時間を遵守し、適切な活動計画に基づいて活動する。
- 休養が身体面はもとより精神面においても重要であることについて、生徒・保護者・教員の理解を十分に得られるよう啓発する。
- 特にジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（別添 1）も踏まえ、望ましい活動時間を設定する。
- 活動計画作成に当たっては、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動するタイムマネジメントの観点、授業を中心とした学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点からも、活動過多を抑止する方向で見直す。
- 大会等の前であっても、過度な練習や練習試合等を計画せず、心身の健康を保持するために活動時間の上限の範囲内で活動することを徹底する。全ての生徒やチーム・団体が、一定の時間内で合理的で効率的・効果的な活動となるよう工夫しながら練習し大会等に臨めるよう、活動を計画・実施する。
- 朝の活動は原則禁止とするが、学校の管理下でない生徒の自主的な練習は日本スポーツ振興センターの補償の対象とはならないことを認識した上で、特例で朝の活動を行う場合については、銚田市教育委員会がその具体例を明示する。その場合でも活動時間は 1 日の上限の範囲内とする。
- 休日に大会等で活動した場合に、十分に心身の疲労を回復させるため、活動した時間に応じて、休日を含め適切な休養日を設ける。さらに、教員も十分に休養が取れるよう勤務日の振替を柔軟に行えるようにする。
- 大会参加については、生徒が取り組んできた成果を発揮する場であることや、保護者や地域からの期待を踏まえた上で、勝利至上主義に陥らず、学習面と両立でき、かつ心身の負担が過度にならない範囲において、適切な休養や、自らの活動を振り返り次の練習等に生かすなどのサイクルを維持できるよう、参加大会数を精選する。
- 銚田市教育委員会は、活動時間の上限や休養日の設定が遵守されていない場合には、生徒や教員の心身の健康を守るために、強く是正を求める。

【具体的方策】

(1) 適切な休養日等の設定

※「活動計画例」（P 8）を踏まえ、活動計画を作成し、実践すること。

ア 活動時間の上限の遵守

- 1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。（練習試合や大会等の当日を除く。）

	1日当たり		週計
	平日	休日	
活動時間	2時間	3時間	11時間

- 校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。
- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。
また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

イ 朝の活動の原則禁止

- 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。
また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。
- 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。
※ 例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

ウ 休養日の設定

- 次のとおり、週当たり2日以上休養日を設けることを基本とする。

	週当たり		週計
	平日	休日	
休養日	1日以上	1日以上	2日以上

- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。
ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えて

いる場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。
- 銚田市では、部活動の休養日として、下記の日または期間を部活動休養日または部活動休養期間とする。
 - ・各学校の創立記念日
 - ・8月13日～15日
 - ・11月13日（県民の日）
 - ・12月27日～1月4日

◆ 小学校段階においても、部活動と同じようにスポーツ・文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形で行われているが、少なくとも学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、部活動に準ずることが望ましい。

エ 休養の必要性の啓発

- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。
- 県の中体連等は、顧問が競技等の専門性を有しない学校部活動に対して、競技等ごとに、競技等の特性に応じた休養の目安等を含む適切な運営方法について指針を作成し提示するとともに、顧問を対象とした研修を継続的に実施する。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会参加数の精選

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。（別添２）

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。
- 銚田市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

《参考》活動計画例 ※○数字：時間、練：練習、休：休養日、振：振替、試：練習試合等、
大：大会等

【平日】 活動時間上限②/週計⑪、休養日１日

月	火	水	木	金	土	日
練②	練②	休	練②	練②	練③	休

※トレーニング効果を高めるため、２～３日ごとに休養日を設定

★大会等で上限②を超過

月	火	水	木	金	土	日
練②	練②	大⑥	休	休	練①	休

⇒週の上限⑪の範囲内で活動

【休日】 活動時間上限③/週計⑪、休養日１日

○練習試合や大会等で上限を超えた分は、他の休日に休養日を振替え

★練習試合等で上限③を超過

１週		２週目		３週		４週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	練⑥	休	振	休	練③	休

⇒次週の週末は時間を③減じる

★大会等を２日間連続で実施

１週		２週目		３週		４週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	大③	大③	振	休	練③	休

⇒次週の週末は両日とも休養日

★大会等を2日間連続で実施、かつ上限③を超過

1週		2週目		3週		4週	
土	日	土	日	土	日	土	日
大⑥	大⑥	振	休	振	休	振	休

⇒超過⑨ →③×3日分振替え

★公式大会等で上位大会に進み、上位大会が1か月以内に控えている場合

○調整の必要から生徒が希望する場合、校長の判断により、平日に休養日を振替え

週	月	火	水	木	金	土	日	計
1	練②	練②	休	練②	練②	地⑥	地⑥	②⑩
2	振	振	休	練②	練②	練③	休	⑦
3	振	振	休	練②	練②	練③	休	⑦
4	練①	練②	休	練②	練②	県⑥	県⑥	①⑨
5	練②	練②	休	練②	練②	振	休	⑧
6	練②	練②	休	練②	練②	振	休	⑧
7	練②	練②	休	練②	練②	振	休	⑧

※地：地区大会、県：県大会

2 適切な運営のための体制整備

【方針】

- 部活動のこれまでの成果を踏まえた上で、生徒のニーズの多様化、ICT活用や主体的・対話的で深い学びの実施に伴う指導観の転換、教員の時間外勤務縮減等の課題に対応するため、今後の地域移行を視野に入れながら、学校部活動の位置づけや運営について果敢な見直しを行う。
- 部活動の企画・運営に当たっては、危険を伴う場面を除き、スチューデント・ファースト、プレイヤーズ・ファースト、アスリート・センターの精神に基づき、可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営し振り返るサイクルでの運営体制を構築する。
- 部活動は、自主的・自発的な参加による活動であり、参加費や旅費等については本来受益者負担が原則であることを踏まえ、生徒会・PTA・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当する場合、部活動に加入していない生徒とその保護者に対し、入会前に十分に説明し理解を得るとともに、配慮した取扱いとなるよう仕組み等を見直す。
- 部活動は、教育課程外の活動であることから、教育課程内の特別活動である生徒会の組織内に位置づけられている学校においては、生徒会とは別の加入生徒で構成する部活動組織の構築など、必要な見直しを行う。
- 勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動や体罰・暴言・ハラスメント等の、顧問等による不適切な指導や部員間でのいじめ等を根絶する。そのために、校長及び教育委員会は、必要な

指導や研修を行う。

- 生徒の多様なニーズに対応するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するに当たっては、スポーツ医・科学の観点からアスレティックトレーナーを含む有資格者などの専門性の高い人材を招いて、研修を計画・実施することが望ましい。
- 鉾田市教育委員会は、各学校における部活動の活動状況及び改革状況を定期的に調査して検証し、支援・是正指導等必要な対策を講じる。

【具体的方策】

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 現在、各学校において任意加入である部活動が教育課程としての生徒会組織に位置づけられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- P T A・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、P T A・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。
- また、地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

ウ 部顧問の委嘱等

- 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をとおり、各部の活動状況の把握

に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

エ 地域との連携等

- 鉾田市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

- 公益財団法人茨城県体育協会、県内各競技団体及びその他のスポーツ団体と連携して、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の整備を推進する。

また、鉾田市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の資質の向上に関する取組についても、各種団体との連携を図る。

- 芸術文化等における各分野の関係団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で芸術文化等の活動を推進する。

また、鉾田市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組についても、各種団体との連携を図る。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部顧問対象研修の設定

- 鉾田市教育委員会は、学校及び各種団体等においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。

さらに、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざす部顧問に対しても、研修の機会を設ける。

- 学校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- 文化部長顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

- 中体連等、教育委員会及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 銚田市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行う。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 銚田市教育委員会は、国の「運動部活動ガイドライン」、「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」に則り、「銚田市部活動の運営方針」を策定する。
- 校長は、「県運営方針」及び「銚田市部活動の運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

- 校長は、学校の部活動に係る活動方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。
- 銚田市教育委員会は、学校の活動計画・活動実績の作成・公表に資するため、様式（参考※別添２）の作成等により校長及び部顧問を支援する。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。（※別添３）
- 銚田市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を定期的に調査し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

ウ 運営マネジメント

- 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- 1 Plan（計画）・・・実績や生徒の実態に応じて作成
 - 2 Do（実施・実行）・・・計画に沿って安全に実施
 - 3 Check（点検・評価）・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
 - 4 Action（処置・改善）・・・実施計画や活動内容の見直し、改善
- 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解できるようにするとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

（４） 部活動用指導手引の普及・活用

ア 指導手引の活用

- 銚田市教育委員会は、茨城県教育委員会及び茨城県中学校体育連盟等と連携して、各種中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成し茨城県中学校体育連盟各専門部や各部会に配付される指導手引の活用の普及を図る。
- 部顧問は、中央競技団体又は文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、３(1)に基づく指導を行う。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

【方 針】

- 部活動には、競技志向やレクリエーション志向のほか、体を動かしたい、様々なスポーツを体験したい、文化・芸術を楽しみたい、自主的に運営を経験したいなど様々なニーズのある生徒が混在し、一つの学校内でそれら活動種目や志向など一人一人のニーズを満たすことは難しい。また、学びやキャリア形成につながる部活動以外における探究的な活動など、授業以外での生徒のニーズも多様化しており、これらに柔軟に応える体制を社会全体で整備することが必要である。
- 多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、学校においては、活動日を減じるなどして、活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じることが望ましい。
- その際、既存の部活動以外に、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場が地域等に設定されるよう働きかけるとともに、学校内の生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるように理解を促す必要がある。
- さらに、生徒が希望する競技や分野の活動に参加することができ、かつ、希望する志向に応じて専門的な技術指導等を受けることができる環境を整えるには、地域移行を推進することが急務である。
- ただし、部活動が学校生活の支えとなっている生徒がいることも事実であり、完全移行までの間は、部活動指導員や地域クラブの指導者と学校の顧問との連絡調整を含め、部活動が担っていた教育的機能を地域が円滑に引き継いでいけるよう、生徒や地域を支援する必要がある。

【具体的方策】

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応例

- 校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

イ 誰もが参加できる活動の工夫

- 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- 校長及び部顧問は、地域の特別支援学校等との合同練習を実施するなど連携を図る。

(2) 地域移行の推進

ア 段階的な地域移行

- 各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。
- 中学校について令和5年度から7年度までを地域移行の改革集中期間とする国の提言を踏まえ、鉾田市では、中学校においては令和7年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指す。

イ 部活動時間の縮減等

- 鉾田市教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
併せて、既存の部活動以外に、学校の設置者や地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。
- 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

ウ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 鉾田市教育委員会は、中学生の健全育成の見地から、地域クラブにおける活動過多等を防止し生徒の心身の健康を守るため、地域移行後の「地域クラブ活動ガイドライン」を作成し、地域クラブの運営主体はもとより広く市民に周知する。
- 鉾田市教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、鉾田市立学校の教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。
- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

【方 針】

- 教員の時間外在校等時間縮減とあわせ、部活動数の精選・適正化を進め、生徒の安全を確保した上で、複数顧問交代により単独で指導する原則を徹底する。
- 部活動指導は、勤務を要しない休日等を含め、必ずしも教員が携わる必要のない業務であること等の理由により、教員を複数配置できない場合においては、部活動指導員の活用が望ましい。ただし、部活動指導員の確保には限度があるため、拠点校・合同部活動等を含めた地域移行を推進する必要がある。
- 部活動指導員の採用に当たっては、日本スポーツ協会等による有資格者であることを要件とすることや、資質の向上を図るための研修を実施する。また、部活動指導員が配置されている場合は、大会引率に当たって、可能な限りこれを活用する。
- 専門の指導者を必要とする危険を伴う場面を除き、動画教材や動画配信を活用するなどして生徒自らが活動計画を立てて実践し、保護者等が見守るといった運営方法についても検討する。
- 公式大会等以外の地方大会については、大会数を精選する。併せて、大会等の運営のための会議は、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図る。
- 大会等の運営については、教員によらない体制の構築が急務であり、関係団体や地域クラブ、保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけていく。
- 地域移行した場合の兼職兼業とあわせ、関係団体や大会等の役員業務についても服務管理を整理し、手続を徹底する必要がある。

【具体的方策】

(1) 複数顧問制の推進等

ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

イ 部活動指導員の活用

- 銚田市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置する。

また、任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場

合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後において継続的に研修を行う。

《参考》複数顧問制・部活動指導員活用の事例

① 1日ごとに交代	月	火	水	木	金	土	日
	休	教員A	教員B	教員A	教員B	教員A	休
② 平日前後半で交代	平 日		前 半		後 半		
			教員A		教員B		
③ 部活動指導員活用	月	火	水	木	金	土	日
	休	教員A	教員B	指導員	教員B	指導員	休

ウ 休養日の振替の徹底

- 校長及び部顧問は、「1－（1）適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。
 - ・休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振替える。
 - ・休日に大会等への参加により連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替える。

（２） 大会等の運営や役員業務の見直し等

ア 大会等の運営の在り方の見直し

- 中体連等は、大会の組合せや打合せ会議について、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図る。
- 中体連等は、大会等の運営について、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制を構築すること。

イ 役員業務に係る服務管理の整理

- 銚田市教育委員会は、教員が役員業務に従事する場合の兼職兼業及び服務管理について別途整理する。

（３） 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者

及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に部活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 銚田市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たり、定期的な研修の機会を主に以下のような内容で設定する。

- ・学校教育の一環である部活動の位置付け
- ・部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ・服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

オ 銚田市教育委員会、学校及び各種団体等においては、特に競技や実技、指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会への積極的な参加を促し、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

カ 各学校において、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

5 事故等への対応

- ◆ 部活動の実施にあたっては、生徒の生命・身体・健康の安全を優先する。
- ◆ 部顧問はもとより生徒自身も安全意識を高め、健康や環境に十分配慮して事故の未然防止に努める。
- ◆ 事故や傷病の発生時に、当該生徒の救護や応急処置を最優先に行うことができるよう、救急体制を整備しておくこと。（練習、校外での大会・試合等）
 - ・生徒の健康状態、練習内容や練習場所、用具の使用、気象状況等に留意
 - ・消防署・医療機関等との連携

（１） 自然災害等への対応

学校での活動中は、学校の危機管理マニュアルに則って対応する。なお、大会におい

ては、大会規定によるものとする。

(2) 部活動中の事故・傷病への対応

部顧問は、随時、生徒の体調等の確認、使用する施設・設備や用具等の定期的な安全確認を行うこと。また、事故が起こった場合の対処の仕方を定期的に確認するとともに、医療関係者等への連絡体制の整備を行うことで、事故発生時に適切に対応できるようにすること。

(3) 保険について

部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、障害等）については、「学校の管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の給付対象となる。さらに、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の給付対象とならない場合を鑑み、個人等で責任保険等に参加することを推奨する。

おわりに

「スポーツは、義務であってはいけない。」

「トップ選手でも、週2回は身体を休める。」

「今、詰めて運動させ、才能を潰してはいけない。」

これらは、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言（令和4年6月）について、スポーツ庁が説明等の際に「目指す姿」として用いているフレーズである。

- 提言は、加えて、オリンピック・パラリンピック競技に学校の体育や活動にはない種目が多く含まれていることを挙げ、子どもたちに多様な体験機会を確保する重要性を説いている。

また、早くから専門的に一つのスポーツを行っても、オリンピックやプロの選手になれるとは限らず、傷害を負うことにより選手として活動できなくなる人や、ジュニア期で競技を終えることになる人も多いことを指摘する。

さらに、スポーツは、勝ち負けを競うものばかりではなく、複数の種目を体験できる機会レクリエーション的な活動、体験型キャンプなど、あらゆるニーズに応える環境を整備すべきである、とうたっている。

スケートボードやブレイクダンスなどのいわゆるアーバンスポーツを含め、進歩するICTを有効に活用しながら、年齢を問わず選手同士や友人から、対等もしくは斜めの関係性において技を学び磨き合っている例の多い競技が脚光を浴びていることは、今日的にまことに示唆的である。

- 国の動向を踏まえながら、スポーツ健康科学や労働法が専門の大学教員、弁護士、PTA代表、スポーツ・文化芸術団体や社会教育団体の代表、市町村教育長協議会代表、校長会代表からなる、茨城県の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議」の結果、「地

域移行を目指して」との副題が付された、次の4つの柱からなる提言が示された。

- | | |
|---|---|
| 1 | 「茨城県部活動の運営方針」に定めた活動時間等の遵守や見直しを図ることについて
※活動時間上限、休養日、合理的かつ効率的・効果的な活動、地域連携、大会の精査等 |
| 2 | 学校部活動の在り方について |
| 3 | 生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動環境の整備（地域移行を含む） |
| 4 | 学校の働き方改革を徹底し、教員が本務に専念できる環境の確立について
※複数顧問交代による単独指導、部活動指導員、部活動の精選、地域移行 |

- 部活動の意義を継承しつつ、それを地域クラブ活動という新しい価値にアップデートし、地域の子どもを地域で育てるために社会総がかりで取り組むことが、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会を保障し、地域社会の活性化にも寄与すると確信する。
- 今般、県運営方針の改訂に当たっては、県有識者会議提言に基づき、多様化する生徒の活動ニーズに応じていくことに加え、「勝利至上主義」やいわゆる「長時間信仰」等の行き過ぎによる犠牲を出さない、合理的でかつ効率的・効果的な活動を探究する姿勢を、学校教育のみならずスポーツ・文化芸術活動に関わる全ての人々が共有すべきである、との考えに立って検討を重ねた。
- 子どもたちが生きる未来は、今よりさらに予測困難で非連続かつ多様性の時代となることが見込まれ、学校教育にも、ICT活用やプログラミング、課題解決型学習などを取り入れた学習過程の転換など大きな変革が求められている。
また、少子化や学校の小規模化に伴って、学校、授業、学び及び教員の在り方についても、ダウンサイジングを前提としたアップデートが必要となっている。部活動はもとより、スポーツ・文化芸術活動自体も例外ではない。
- 地域移行期において、部活動が学校教育の一環として校長の管理監督の下、本運営方針に基づき適切に実施されることで、子どもたちの十分な休養の確保と教員の働き方の改善とが実現し、そのことが子どもたちの学びの質の向上とスポーツ・文化芸術活動の振興に帰結することを期待する。
- 「鉾田市部活動の運営方針」は、生徒及び部顧問の両視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示す方針であるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、鉾田市教育委員会は、国の「運動部活動ガイドライン」、「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」、「鉾田市部活動の運営方針」を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ・芸術文化等の活動の機会の確保・拡充に向けた方策を検討する必要がある。

《 別添資料 》

1	スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について (H29. 12 日本体育協会)
	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/12/20/1399653_01.pdf
2	各部活動 活動計画ホームページ公開マニュアル 年間計画作成上の留意点
追加 3	部活動活動計画、活動実績ホームページ公表用 Excel シート
4	部活動運営チェックリスト

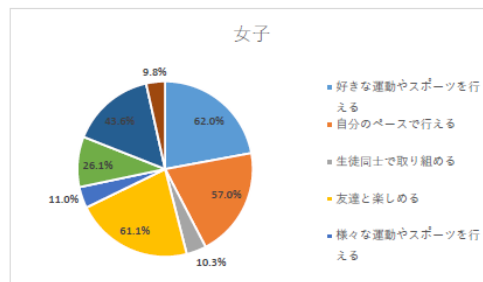
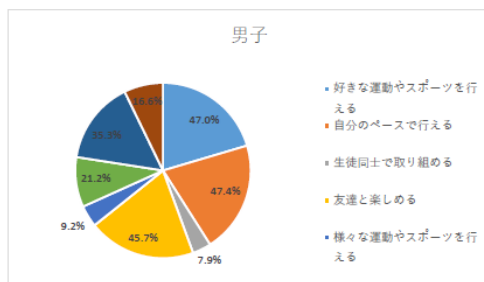
《 参考資料 》

1	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (H30. 3 スポーツ庁)
	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm
2	運動部活動に参加する条件 H30 全国体力・運動能力・運動習慣等調査
3	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (R2. 9 スポーツ庁)
	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm
4	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～ (R4. 5 県有識者会議)
	https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/bukatudou/teigen.pdf
5	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要 (R4. 6) スポーツ庁検討会議
	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm
6	文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要 R4. 8 文化庁検討会議
	https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html

別添資料 1

平成30年 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

「文化庁」「所属していない」と答えた人（運動部や地域のスポーツクラブに所属していない）は、どのような条件があれば、運動部活動に参加したいと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。



男子								女子							
好きな運動やスポーツを行える	自分のペースで行える	生徒同士で取り組める	友達と楽しめる	様々な運動やスポーツを行える	よい指導者に教えてもらえる	練習日数、時間がちょうどよいくらい	部活動等として運動やスポーツは行いたくない	好きな運動やスポーツを行える	自分のペースで行える	生徒同士で取り組める	友達と楽しめる	様々な運動やスポーツを行える	よい指導者に教えてもらえる	練習日数、時間がちょうどよいくらい	部活動等として運動やスポーツは行いたくない
47.0%	47.4%	7.9%	45.7%	9.2%	21.2%	35.3%	16.6%	62.0%	57.0%	10.3%	61.1%	11.0%	26.1%	43.6%	9.8%

- 「自分のペースで行える」活動であれば運動部活動に参加すると回答 男子47.4% 女子57.0%
- 「友達と楽しめる」活動であれば運動部活動に参加すると回答 男子45.7%、女子61.1%

別添資料 2-1

各部活動活動計画ホームページ公開マニュアル

1 下記 URL より Google スプレッドシートにアクセスする。

(中学校)

https://docs.google.com/spreadsheets/d/1mjO1r8Y2NcBFFJ0Dth1-STIlnX-5vUExlY_b5Ukjf0/edit?usp=sharing

(高等学校)

<https://docs.google.com/spreadsheets/d/INCYi7sYBiXozokm7mICChfgXc9Ow0MDOME9aYkXUYPMs/edit?usp=sharing>

2 コピーを作成する。

The screenshot shows the Google Sheets interface for a spreadsheet titled '【中学校】部活動計画表・実績表'. The 'File' menu is open, and the 'Copy' option is highlighted with a red box and labeled '①クリック'. Below the menu, a table with columns for '活動計画' and '活動実績' is visible. A red warning banner at the top of the table reads: '操作しないでください。活動計画、活動実績は各部の...'. A dialog box titled 'ドキュメントをコピー' (Copy Document) is open, showing the document name and folder. The 'Copy' button is highlighted with a red box and labeled '②クリック'.

【中学校】部活動計画表・実績表 ☆ 田 田

ファイル 編集 表示 挿入 表示形式 データ ツール 拡張機能 ヘルプ 最終編集: 昨日の 20:09

①クリック

コピーを作成

操作しないでください。活動計画、活動実績は各部の...

△△部	□□部	△△部	△△部	△△部
活動計画	活動実績	活動計画	活動実績	活動計画
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00
	0:00:00		0:00:00	0:00:00

活動実績は各部のシートから反映されます。(運用を始める際に、)

AA部 BB部 CC部 DD部

活動計画 活動実績 活動計画 活動実績 活動計画 活動実績 活動計画 活動実績

ドキュメントをコピー

名前
【中学校】部活動計画表・実績表 のコピー

フォルダ
マイドライブ

☐ 同じユーザーと共有する
☐ コメントをコピーする
☐ 解決済みのコメントを含める

キャンセル コピーを作成

②クリック

3 「学校名」「部活動名」を変更する。

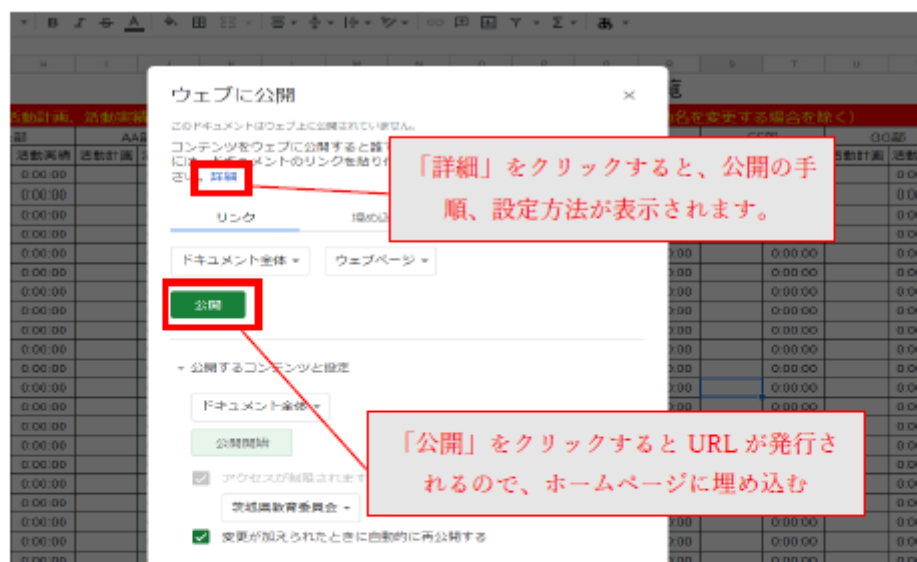
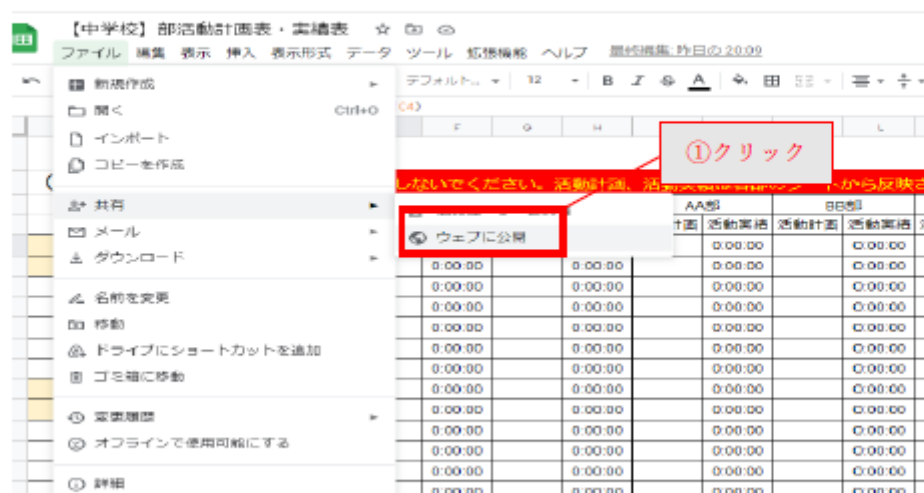
【中学校】部活動計画表・実績表 ☆ 田 ◎
ファイル 編集 表示 挿入 表示形式 データ ツール 拡張機能 ヘルプ 最終編集: 昨日の 20:02

③変更

〇〇学校△△部活動計画表

(4月)		活動内容	開始予定時間	終了予定時間	開始時間	終了時間	合計	備考
1日	(土)						0.00.00	
2日	(日)						0.00.00	
3日	(月)						0.00.00	
4日	(火)						0.00.00	
5日	(水)						0.00.00	
6日	(木)						0.00.00	
7日	(金)						0.00.00	
8日	(土)						0.00.00	
9日	(日)						0.00.00	
10日	(月)						0.00.00	
11日	(火)						0.00.00	
12日	(水)						0.00.00	
13日	(木)						0.00.00	
14日	(金)						0.00.00	
15日	(土)						0.00.00	
16日	(日)						0.00.00	

4 学校ホームページにスプレッドシートを埋め込む。



※ 一度ホームページに埋め込むと、スプレッドシートの変更がホームページ上のシートにも反映されます。

5 スプレッドシートを校内で共有する。

①クリック

共有

あ

EE部		FF部		GG部		HH部		II部	
活動計画	活動実績	活動計画	活動実績	活動計画	活動実績	活動計画	活動実績	活動計画	活動実績
	0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00
	0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00
	0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00
	0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00
	0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00		0:00:00

〇〇中学校部活動予定 一覧

実績は各部のシートから反映されます。(運用を始める際に、学校名、部活動名を変更する場合を除く)

「【中学校】部活動計画表・実績表」を共有

ユーザーやグループを追加

アクセスできるユーザー

②チェック

一般的なアクセス

茨城県教育委員会

リンクをコピー

完了

編集者

アクセスするにはリンクが必要 ②

③リンク (URL) を顧問の先生と共有

別添資料2-5

6 随時各部のシートに入力する。(顧問)

【中学校】部活動計画表・実績表

ファイル 編集 表示 挿入 表示形式 データ ツール 拡張機能 ヘルプ 最新機能 新機能 2020

100% 123 123

〇〇学校△△部活動計画表

(4月)

日	月	日	活動内容	開始予定時間	終了予定時間	開始時間	終了時間	合計	備考
1日	(土)							0:00:00	
2日	(日)							0:00:00	
3日	(月)							0:00:00	
4日	(火)							0:00:00	
5日	(水)							0:00:00	
6日	(木)							0:00:00	
7日	(金)							0:00:00	
8日	(土)							0:00:00	
9日	(日)							0:00:00	
10日	(月)							0:00:00	
11日	(火)							0:00:00	
12日	(水)							0:00:00	
13日	(木)							0:00:00	
14日	(金)							0:00:00	
15日	(土)							0:00:00	
16日	(日)							0:00:00	
17日	(月)							0:00:00	
18日	(火)							0:00:00	
19日	(水)							0:00:00	
20日	(木)							0:00:00	
21日	(金)							0:00:00	
22日	(土)							0:00:00	
23日	(日)							0:00:00	
24日	(月)							0:00:00	
25日	(火)							0:00:00	
26日	(水)							0:00:00	

①各部のシートを選択し、活動内容、実績を随時更新

活動予定一覧

※一覧表の操作は不要です！

ファイル 編集 表示 挿入 表示形式 データ ツール 拡張機能 ヘルプ 最新機能 新機能

100% 123 123

〇〇学校部活動

(4月)

日	月	日	活動内容	開始予定時間	終了予定時間	開始時間	終了時間	合計	備考
1日	(土)							0:00:00	
2日	(日)							0:00:00	
3日	(月)							0:00:00	
4日	(火)							0:00:00	
5日	(水)							0:00:00	
6日	(木)							0:00:00	
7日	(金)							0:00:00	
8日	(土)							0:00:00	
9日	(日)							0:00:00	
10日	(月)							0:00:00	
11日	(火)							0:00:00	
12日	(水)							0:00:00	
13日	(木)							0:00:00	
14日	(金)							0:00:00	
15日	(土)							0:00:00	
16日	(日)							0:00:00	
17日	(月)							0:00:00	
18日	(火)							0:00:00	
19日	(水)							0:00:00	
20日	(木)							0:00:00	
21日	(金)							0:00:00	

活動予定一覧

活動予定一覧表には自動で反映されますので、こちらのシートは操作不要です。
1日の活動時間の上限を超えた場合、カーソルが赤で表示されます。運営方針（改訂版）活動計画例を参考に、休養日の振替を徹底しましょう。

別添資料 3-1

注意

ホームページ公開する場合は本シートの非公開を推奨する。取り扱いは本シート35行目からの説明を参照する。

基本データ

各部署データの活動予定実績一覧への反映許可

活動計画表プルダウンの設定

西暦年度

2023

反映前は「準備中」、反映許可は半角で「ok」と入力

活動内容は一覧セル幅により全角4文字以下が基本10項目まで設定可。未設定セルには*。

学校名

〇〇〇〇市立〇〇〇〇〇〇中学校

活動計画 活動実績

活動内容

時刻(変更不可)

部活No

部 活 動 名

4月

準備中

準備中

練習

0:00

01

00001部

5月

準備中

準備中

練習試合

0:15

02

00002部

6月

準備中

準備中

大会

0:30

03

00003部

7月

準備中

準備中

休み

0:45

04

00004部

8月

準備中

準備中

*

1:00

05

00005部

9月

準備中

準備中

*

1:15

06

00006部

10月

準備中

準備中

*

1:30

07

00007部

11月

準備中

準備中

*

1:45

08

00008部

12月

準備中

準備中

*

2:00

09

00009部

1月

準備中

準備中

*

2:15

10

00010部

2月

準備中

準備中

*

2:30

11

00011部

3月

準備中

準備中

*

2:45

12

00012部

3:00

13

00013部

3:15

14

00014部

3:30

15

00015部

3:45

16

00016部

4:00

17

00017部

4:15

18

00018部

4:30

19

00019部

4:45

20

00020部

5:00

21

00021部

5:15

22

00022部

5:30

23

00023部

5:45

最終編集の年月日

以下のシートの最終編集日の表示年月日を指定する。

部活動 実施日および休業日についての年間予定

2023/4/1

現在

部活動別年間活動予定一覧

2023/4/1

現在

注意: スプレッドシートの書式に「縮小して全体を表示する」がないので長い名称はバスケットボールのように半角入力

取り扱い説明

1 オリジナルを複製として保存し、運用ファイルを別名保存してから活用を開始する。
Web公開するときにはファイル名も表示されるので、ファイル名の付け方に注意する。
本シートの非表示と「記入例」シートの非表示、別ファイル化は以下の説明を参照する。

2 間数が入ったセルがあるので、削除、挿入、移動は慎重注意。非表示対応がよい。セルの高さや幅、文字サイズの変更は可能。

3 複数の職員で共有するので、定期的にバックアップをとる。

4 操作に関わるエクセルおよびスプレッドシートの表示画面名称は最下部を参照する。

5 PC上でのエクセル、Web上でのスプレッドシート、公開表示のそれぞれに対応するためフォント、表示形式の初期設定は以下の通り。
MSPゴシック(スプレッドシートのフォント一覧にあるものとしておくため)
横書き(エクセル、スプレッドシートともに縦書きができるが、公開すると横書きに変換されてしまうため)
実施休業年間予定の備考入力欄は折り返し設定

6 このシートの基本データに西暦を入れるとすべてのカレンダーは自動的に表示される。
カレンダーの曜日表示はエクセル、ウェブ上のスプレッドシートで見え方が異なる。行や列の非表示で対応する。

曜日の見え方

エクセル

日 曜 曜

1 月 Mon

2 火 Tue

3 水 Wed

日 1 2 3

曜 月 火 水

曜 Mon Tue Wed

スプレッドシート

日 曜 曜

1 曜 月

2 曜 火

3 曜 水

日 1 2 3

曜 曜 曜 曜

曜 月 火 水

→の列や行の列番号や行番号で右ボタンから非表示を選択して、漢字表記の列や行のみを見えるようにする。

活動計画表を一覧に操作するなら、エクセルでの串刺し編集が便利。
シート見出し「01」のをクリックし、Shiftキーを押しながらシート見出し「23」をクリックする。
「01」から「23」までのすべての見出しの色が変わり操作対象となる。
そのまま表示されているシートで操作するとすべてのシートが同時に編集できる。
1シートでの非表示操作がすべてのシートに適用される。
串刺し編集は、文字入力等でも同じことができる。
スプレッドシートでは串刺し編集ができない。(2023/02/09現在)

7 基本データの学校名、部活動名もすべてのシートに連動し自動表示される。
このシートの部活動Noがそれぞれの部活動のシート見出しNoを示している。

- 29 -

17:30	
17:45	8 このファイルをホームページにリンクさせずに使用するか(A)、リンクさせて公開するか(B)を決める
18:00	A ホームページにファイルをリンクさせずにPDFで公開する場合
18:15	運用ファイルを校内で扱う共有フォルダに保存して利用する。
18:30	公開するデータはPDFにしてホームページに貼り付ける等の作業をする。
18:45	
19:00	B ホームページにファイルをリンクさせて公開する場合(ExcelシートをGoogleドライブに保存→公開設定)
19:15	公開に関しては、以下の県通知文およびグーグルのサポートサイト(2023/02/09現在のアドレス)を参考にする。
19:30	令和4年12月16日付け保体第1278号
19:45	https://support.google.com/docs/answer/183985?hl=ja
20:00	シートごとに公開する場合
20:15	上記通知の別添資料 4 学校ホームページにスプレッドシートを埋め込む。を参照
20:30	公開ボタンの上 ドキュメント全体 をプルダウンメニューでシートごとに公開を選択する。
20:45	シートごとに公開アドレスをコピーしてホームページにリンク貼り付けする。
21:00	リンク切れが起きた場合は、リンクアドレスの再取得、再貼り付けをする。
21:15	
21:30	
21:45	ファイルの保存場所を決める。以下の1～3が考えられる。
22:00	1 誰かのマイドライブに保存する。
22:15	2 学校のマイドライブに保存する。
22:30	3 共有ドライブに保存する。(公開には一部設定が必要。以下の 1～3のドライブの特徴 により対応)
22:45	
23:00	1～3のどの場合も上記通知文の通り、リンクアドレスによって編集画面を開く方法が簡単
23:15	共有同時編集が可能。編集終了と同時に上書き保存される。
23:30	ワンクリックでWeb編集を開くには編集者が教育情報ネットワークにログイン状態であること
23:45	上記通知の別添資料 5 スプレッドシートを校内で共有する。を参照
	コピーしたリンクアドレスを以下の1、2を参考に校内で共有する。
	1 ワード、一太郎、エクセル、PDF等で配付。ハイパーリンクさせておくとう便利。
	2 デスクトップでショートカットをつくりアイコンを配付。
	デスクトップで 右ボタン>新規作成>ショートカット
	項目入カバーにリンクアドレスを貼り付け
	ショートカット名を決めて完了
	できあがったアイコンが規定のブラウザではない場合は変更が必要
	Winマークから 設定>アプリ>規定のアプリ
	httpsで始まるアドレスを通常利用するブラウザで開くよう変更
	1～3のドライブの特徴
	1: 個人マイドライブに保存のためファイル操作に制約がある。各顧問はリンクによる編集操作のみ。
	2: 1同様にリンクによる操作に加え、学校IDでログインすればファイル操作可。ログイン切替が面倒。
	3: 1同様にリンクによる操作に加え、メンバー登録すれば各自のIDログインからファイル操作可。
	共有ドライブをつくるには
	教育情報ネットワークに個人IDでログインしポータルシステムの『ドライブ』をクリック
	共有ドライブ空白部分で マウス右ボタン>新しい共有ドライブ>名称設定>作成
	メンバーの追加や管理
	共有ドライブ作成者は管理者になる
	ドライブ内右上の『メンバーを管理』をクリック
	メンバー追加は『ユーザーやグループを追加』にメールアドレスを貼り付け
	各メンバーの権限名をプルダウンメニューから選択し変更
	年度替わりにはメンバー削除やメンバー追加を作業
	共有ドライブ内のファイルを公開可能にするには以下の事前設定が必要
	共有ドライブから設定したドライブ名をダブルクリック
	上部にあるドライブ名右の▼から共有ドライブの設定
	共有ドライブのメンバー以外のユーザーにファイルへのアクセスを許可する
	注意 バージョンによって異なる場合あり
	シートの非公開を設定する。以下の1、2を参考にどちらかで設定する。
	1 シートごとに公開を設定する。
	2 ドキュメント全体の公開を設定するときは、本シートと記入例シートを非表示とする。
	非表示: シート見出しで右ボタンから非表示をクリックする。
	再表示: エクセルであればどこかのシート見出しの右ボタンから再表示を選択する。
	スプレッドシートであればシート切り替え(左下の三ボタン)からシート選択で再表示する。
	運用ファイルから「記入例」シートを非表示、または別ファイル化(詳細は「記入例」シートを参照)
	ウェブ上のスプレッドシートで変更したものがリンクに反映するまでには数分かかる。

- 9 管理責任者が、取組・基本・許可、年間実施休業、年間活動一覧の必要事項入力と表示確認を行う。
 エクセルかスプレッドシートかの運用により曜日表示の行や列を決める。
 実施日休業日の年間予定表における活動態様および記号については、表現や表記を十分に検討し、必要に応じて修正する。
 年間活動実績一覧は完全自動表示となっているので、基本的には操作不要。閑散セル多数あり注意。行列の高さは変更可能。
 年間実施休業、年間活動一覧シートを最終編集の表示年月日を修正する。
- 10 各部の予定を入力、一覧反映を行う。
 各顧問が予定を入力する。
 部活動番号の活動計画表の予定欄(活動内容、連絡、始期時刻、終期時刻)を入力する。
 範囲指定して月別内容を範囲印刷すれば、生徒連絡用および教員特殊業務従事簿従事前確認の添付資料として活用できる。
 ドキュメント全体を公開している場合は、**安全対策面から連絡欄の非表示**とする。
 非表示にしたい列番号で右ボタン、非表示を選択する。
 再表示させたい列の二重線で右ボタン、再表示を選択する。
- 管理責任者が、各部活動の予定を活動予定実績一覧に反映許可する。
 このシートを再表示させる。
 このシート上部の月別許可欄を準備中からokに変更する。
 このシートを非表示に設定する。
- 11 各部の実績を入力、一覧反映を行う。
 各顧問が実績を入力する。
 部活動番号の活動計画表の実績欄(始期時刻、終期時刻、除外時間)を入力する。
 始期時刻、終期時刻は予定から反映されているが、プルダウンまたは手入力でも書き変更が可能
 ドキュメント全体を公開している場合は、**安全対策面から連絡欄の非表示**とする。
 非表示にしたい列番号で右ボタン、非表示を選択する。
 再表示させたい列の二重線で右ボタン、再表示を選択する。
- 管理責任者が、各部活動の実績を活動予定実績一覧に反映許可する。
 このシートを再表示させる。
 このシート上部の月別許可欄を準備中からokに変更する。
 このシートを非表示に設定する。

12 シートの枠線表示

シートの枠線の表示・非表示

年間実施休業、年間活動一覧、活動予定実績一覧のシートは、初期設定で非表示としている。

取組・基本・許可、各部の計画表のシートは、初期設定で表示としている。

表示・非表示の切り替えは以下の通り

*エクセルの場合

シート全体に反映する。

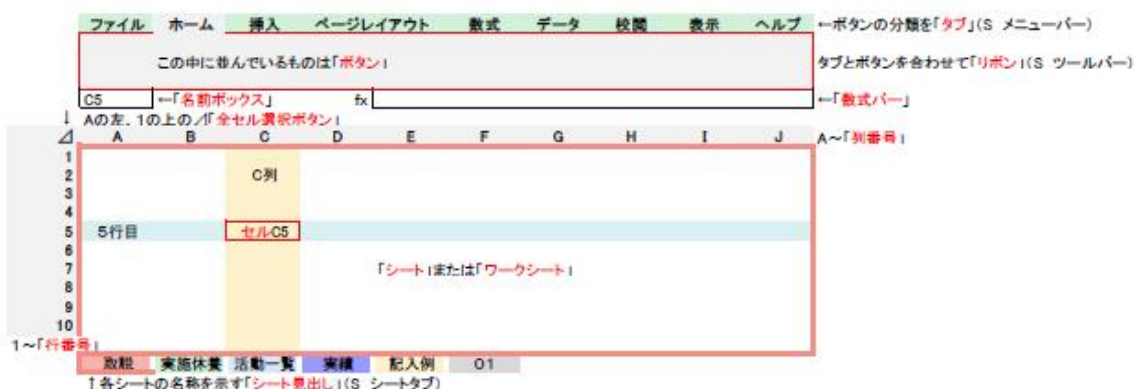
タブの ページレイアウト > 枠線 > 表示 のチェックを入れるか、切るかで操作する。

*スプレッドシートの場合

反映させたい範囲をドラッグで指定または全セル選択ボタンでシート全体を範囲指定する。

ツールバーの 表示 > 表示 > グリッド線 のチェックを入れるか、切るかで操作する。

13 エクセルの画面名称 (S) はスプレッドシートでの名称



1 ~ 「行番号」

スプレッドシートでは、シート見出し(S シートタブ)の左に + ≡ のマークがある。

+ (S シート追加ボタン)

≡ (S シート切り替えボタン)

別添資料 3-2

[illegible][illegible][illegible]

00000	00001	00002	00003	00004	00005	00006	00007	00008	00009	00010	00011	00012	00013	00014	00015	00016	00017	00018	00019	00020	00021	00022	00023	00024	00025	00026	00027	00028	00029	00030	00031	00032	00033	00034	00035	00036	00037	00038	00039	00040	00041	00042	00043	00044	00045	00046	00047	00048	00049	00050	00051	00052	00053	00054	00055	00056	00057	00058	00059	00060	00061	00062	00063	00064	00065	00066	00067	00068	00069	00070	00071	00072	00073	00074	00075	00076	00077	00078	00079	00080	00081	00082	00083	00084	00085	00086	00087	00088	00089	00090	00091	00092	00093	00094	00095	00096	00097	00098	00099	00100	00101	00102	00103	00104	00105	00106	00107	00108	00109	00110	00111	00112	00113	00114	00115	00116	00117	00118	00119	00120	00121	00122	00123	00124	00125	00126	00127	00128	00129	00130	00131	00132	00133	00134	00135	00136	00137	00138	00139	00140	00141	00142	00143	00144	00145	00146	00147	00148	00149	00150	00151	00152	00153	00154	00155	00156	00157	00158	00159	00160	00161	00162	00163	00164	00165	00166	00167	00168	00169	00170	00171	00172	00173	00174	00175	00176	00177	00178	00179	00180	00181	00182	00183	00184	00185	00186	00187	00188	00189	00190	00191	00192	00193	00194	00195	00196	00197	00198	00199	00200	00201	00202	00203	00204	00205	00206	00207	00208	00209	00210	00211	00212	00213	00214	00215	00216	00217	00218	00219	00220	00221	00222	00223	00224	00225	00226	00227	00228	00229	00230	00231	00232	00233	00234	00235	00236	00237	00238	00239	00240	00241	00242	00243	00244	00245	00246	00247	00248	00249	00250	00251	00252	00253	00254	00255	00256	00257	00258	00259	00260	00261	00262	00263	00264	00265	00266	00267	00268	00269	00270	00271	00272	00273	00274	00275	00276	00277	00278	00279	00280	00281	00282	00283	00284	00285	00286	00287	00288	00289	00290	00291	00292	00293	00294	00295	00296	00297	00298	00299	00300	00301	00302	00303	00304	00305	00306	00307	00308	00309	00310	00311	00312	00313	00314	00315	00316	00317	00318	00319	00320	00321	00322	00323	00324	00325	00326	00327	00328	00329	00330	00331	00332	00333	00334	00335	00336	00337	00338	00339	00340	00341	00342	00343	00344	00345	00346	00347	00348	00349	00350	00351	00352	00353	00354	00355	00356	00357	00358	00359	00360	00361	00362	00363	00364	00365	00366	00367	00368	00369	00370	00371	00372	00373	00374	00375	00376	00377	00378	00379	00380	00381	00382	00383	00384	00385	00386	00387	00388	00389	00390	00391	00392	00393	00394	00395	00396	00397	00398	00399	00400	00401	00402	00403	00404	00405	00406	00407	00408	00409	00410	00411	00412	00413	00414	00415	00416	00417	00418	00419	00420	00421	00422	00423	00424	00425	00426	00427	00428	00429	00430	00431	00432	00433	00434	00435	00436	00437	00438	00439	00440	00441	00442	00443	00444	00445	00446	00447	00448	00449	00450	00451	00452	00453	00454	00455	00456	00457	00458	00459	00460	00461	00462	00463	00464	00465	00466	00467	00468	00469	00470	00471	00472	00473	00474	00475	00476	00477	00478	00479	00480	00481	00482	00483	00484	00485	00486	00487	00488	00489	00490	00491	00492	00493	00494	00495	00496	00497	00498	00499	00500	00501	00502	00503	00504	00505	00506	00507	00508	00509	00510	00511	00512	00513	00514	00515	00516	00517	00518	00519	00520	00521	00522	00523	00524	00525	00526	00527	00528	00529	00530	00531	00532	00533	00534	00535	00536	00537	00538	00539	00540	00541	00542	00543	00544	00545	00546	00547	00548	00549	00550	00551	00552	00553	00554	00555	00556	00557	00558	00559	00560	00561	00562	00563	00564	00565	00566	00567	00568	00569	00570	00571	00572	00573	00574	00575	00576	00577	00578	00579	00580	00581	00582	00583	00584	00585	00586	00587	00588	00589	00590	00591	00592	00593	00594	00595	00596	00597	00598	00599	00600	00601	00602	00603	00604	00605	00606	00607	00608	00609	00610	00611	00612	00613	00614	00615	00616	00617	00618	00619	00620	00621	00622	00623	00624	00625	00626	00627	00628	00629	00630	00631	00632	00633	00634	00635	00636	00637	00638	00639	00640	00641	00642	00643	00644	00645	00646	00647	00648	00649	00650	00651	00652	00653	00654	00655	00656	00657	00658	00659	00660	00661	00662	00663	00664	00665	00666	00667	00668	00669	00670	00671	00672	00673	00674	00675	00676	00677	00678	00679	00680	00681	00682	00683	00684	00685	00686	00687	00688	00689	00690	00691	00692	00693	00694	00695	00696	00697	00698	00699	00700	00701	00702	00703	00704	00705	00706	00707	00708	00709	00710	00711	00712	00713	00714	00715	00716	00717	00718	00719	00720	00721	00722	00723	00724	00725	00726	00727	00728	00729	00730	00731	00732	00733	00734	00735	00736	00737	00738	00739	00740	00741	00742	00743	00744	00745	00746	00747	00748	00749	00750	00751	00752	00753	00754	00755	00756	00757	00758	00759	00760	00761	00762	00763	00764	00765	00766	00767	00768	00769	00770	00771	00772	00773	00774	00775	00776	00777	00778	00779	00780	00781	00782	00783	00784	00785	00786	00787	00788	00789	00790	00791	00792	00793	00794	00795	00796	00797	00798	00799	00800	00801	00802	00803	00804	00805	00806	00807	00808	00809	00810	00811	00812	00813	00814	00815	00816	00817	00818	00819	00820	00821	00822	00823	00824	00825	00826	00827	00828	00829	00830	00831	00832	00833	00834	00835	00836	00837	00838	00839	00840	00841	00842	00843	00844	00845	00846	00847	00848	00849	00850	00851	00852	00853	00854	00855	00856	00857	00858	00859	00860	00861	00862	00863	00864	00865	00866	00867	00868	00869	00870	00871	00872	00873	00874	00875	00876	00877	00878	00879	00880	00881	00882	00883	00884	00885	00886	00887	00888	00889	00890	00891	00892	00893	00894	00895	00896	00897	00898	00899	00900	00901	00902	00903	00904	00905	00906	00907	00908	00909	00910	00911	00912	00913	00914	00915	00916	00917	00918	00919	00920	00921	00922	00923	00924	00925	00926	00927	00928	00929	00930	00931	00932	00933	00934	00935	00936	00937	00938	00939	00940	00941	00942	00943	00944	00945	00946	00947	00948	00949	00950	00951	00952	00953	00954	00955	00956	00957	00958	00959	00960	00961	00962	00963	00964	00965	00966	00967	00968	00969	00970	00971	00972	00973	00974	00975	00976	00977	00978	00979	00980	00981	00982	00983	00984	00985	00986	00987	00988	00989	00990	00991	00992	00993	00994	00995	00996	00997	00998	00999	01000	01001	01002	01003	01004	01005	01006	01007	01008	01009	01010	01011	01012	01013	01014	01015	01016	01017	01018	01019	01020	01021	01022	01023	01024	01025	01026	01027	01028	01029	01030	01031	01032	01033	01034	01035	01036	01037	01038	01039	01040	01041	01042	01043	01044	01045	01046	01047	01048	01049	01050	01051	01052	01053	01054	01055	01056	01057	01058	01059	01060	01061	01062	01063	01064	01065	01066	01067	01068	01069	01070	01071	01072	01073	01074	01075	01076	01077	01078	01079	01080	01081	01082	01083	01084	01085	01086	01087	01088	01089	01090	01091	01092	01093	01094	01095	01096	01097	01098	01099	01100	01101	01102	01103	01104	01105	01106	01107	01108	01109	01110	01111	01112	01113	01114	01115	01116	01117	01118	01119	01120	01121	01122	01123	01124	01125	01126	01127	01128	01129	01130	01131	01132	01133	01134	01135	01136	01137	01138	01139	01140	01141	01142	01143	01144	01145	01146	01147	01148	01149	01150	01151	01152	01153	01154	01155	01156	01157	01158	01159	01160	01161	01162	01163	01164	01165	01166	01167	01168	01169	01170	01171	01172	01173	01174	01175	01176	01177	01178	01179	01180	01181	01182	01183	01184	01185	01186	01187	01188	01189	01190	01191	01192	01193	01194	01195	01196	01197	01198	01199	01200	01201	01202	01203	01204	01205	01206	01207	01208	01209	01210	01211	01212	01213	01214	01215	01216	01217	01218	01219	01220	01221	01222	01223	01224	01225	01226	01227	01228	01229	01230	01231	01232	01233	01234	01235	01236	01237
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別添資料 3-3

2023 年度 □□□市立〇〇〇〇〇中学校 部活動 実施日および休業日についての年間予定

2023/4/1 現在

この表は未確定で、10月開校の運動会および休業に関する予定です。学校行事や各種の大会参加等により変更があります。各都道府県の組織は県庁発表で準じます。

運動会等の開校について・・・1週間のうちに休業日を平日に1日、休日1日以上開ける。

運動会等の開校について・・・○：平日の運動会予定日 *：休日の運動会予定日 空欄：休業予定日

4	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	部活動 実施日																															
5	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	部活動 実施日																															
6	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	部活動 実施日																															
7	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	部活動 実施日																															
8	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	部活動 実施日																															
9	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	部活動 実施日																															
10	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	部活動 実施日																															
11	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	*
	部活動 実施日																															
12	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	部活動 実施日																															
1	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	部活動 実施日																															
2	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	*	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	*	*
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	*	*
	部活動 実施日																															
3	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	部活動 実施日																															

別添資料 3-4

2023 年度

□□□市立○○○○○中学校 部活動別年間活動予定一覧

2023/4/1 現在

参加予定大会等は前年度までを参考にしています。部員、保護者の方には各部活動の月予定で詳細をお知らせします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運動部公式戦			7 新入東海陸上 15.16 新入東海陸上大会 22.23 新入東海陸上大会	5.6.7 新入東海陸上大会 14.15 新入東海陸上大会 21~23 新入東海陸上大会	7~10 新入東海陸上大会 17~25 新入東海陸上大会	12 新入東海陸上大会 21.22 新入東海陸上大会 28 新入東海陸上大会	12~15 新入東海陸上大会 19 新入東海陸上大会 24~26 新入東海陸上大会	9 新入東海陸上大会	2.3 新入東海陸上大会 16.17 新入東海陸上大会			
01	00001部											
02	00002部											
03	00003部											
04	00004部											
05	00005部											
06	00006部											
07	00007部											
08	00008部											
09	00009部											
10	00010部											
11	00011部											
12	00012部											
13	00013部											
14	00014部											
15	00015部											
16	00016部											
17	00017部											
18	00018部											
19	00019部											
20	00020部											
21	00021部											
22	00022部											
23	00023部											

部活動運営チェックリスト

確 認 内 容	チェック
□部活動の方針の策定	
・「部活動に係る活動方針」を策定している。	
・「部活動に係る活動方針」を公表している。	
・「部活動に係る活動方針」を保護者へ説明している。	
□指導・運営に係る体制	
・管理職は、生徒や教員の人数を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう、適正な部活動数としている。	
・部活動指導員等を任用している場合、定期的に研修を実施している。	
・年間の活動計画を作成し、管理職に提出している。	
・毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出している。	
・管理職は、活動計画及び活動実績を確認し、指導・是正を行っている。	
・活動計画及び活動実績をホームページ等で公表している。	
・年間を通して、参加する大会を精査している。	
□生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
・生徒の多様なニーズに応じた、季節ごとのスポーツ活動や、レクリエーション志向の活動を行うことができる部活動を設置している。	
□適切な指導	
・顧問は、「望ましい運動部活動の在り方（四訂版）」（保健体育課 平成31年3月）に則った指導を実施している。	
・顧問は、肉体的、精神的な負荷の掛かる厳しい指導と、体罰等の許されない指導とを区別している。	
・顧問は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行っている。	
□適切な休養日の設定	
・週当たり2日以上休養日を設けている。（平日は1日、土曜日、日曜日いずれか1日） ※特別支援学校においては、平日は1日、土曜日、日曜日は両日	
・土曜日及び日曜日に大会に参加した場合、休養日を他の休日に振り替えている。	
・長期休業中は、ある程度長期の休養期間（1週間程度以上）を設けている。	
・活動時間は、中学校では、平日は2時間、休日は3時間を上限としている。 高等学校では、平日は2時間、休日は4時間を上限としている。 特別支援学校では、平日は1.5時間、休日の活動は実施しない。	
□危機管理体制の確立	
・部活動についての危機管理マニュアルを作成し、定期的に見直しをしている。	
・練習環境におけるリスクの確認はできている。	
・教職員がAEDをすぐに使えるように研修している。	
・熱中症、アナフィラキシーショック等について理解し、適切な対応ができるように研修している。	